

平成 21 年第 2 回市議会臨時会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 37 号	受理年月日	平 20. 11. 27
件 名	武武岡線の道路について		
結 果	平成 21. 5. 14 第 2 回臨時会で不採択		
付託委員会	建設委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、武武岡線について、武岡北公園前の道路の高さを低くすること、武武岡線と団地内を結ぶ取付道路を歩行者・自転車道にすることを要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、武武岡線は、武二丁目の常盤トンネル前交差点を起点とし、武岡二丁目の原良配水池前交差点を終点とする延長約 2,490mの道路であり、このうち、Ⅰ期区間の武岡ピュアタウンの樟南高校前交差点までの延長約 1,200mについては、既に、平成 16 年 3 月から供用している。残りのⅡ期区間のうち常盤台土地区画整理事業施行区域を通過する区間については、同区画整理事業が計画の見直し等で完成までには相当の期間を要することから、武岡ピュアタウンから武岡一丁目にある市営住宅付近までの延長 660m区間について、区画整理施行区間の完成までの間、暫定的に市道水上坂横井線に取り付けることで 18 年 11 月に事業認可を取得し、19 年度より本格的な工事に着手し、概ね 23 年度の完成を目途に取り組んでいるところである。また、事業着手にあたり、18 年 12 月 1 日、19 年 7 月 13 日に武岡小学校で地元説明会を開催し、完成予想写真や完成時の動画などを使って全体説明を行うとともに、個別に、図面で道路から家屋までの距離や高低差等について説明を行ったところである。

「武岡北公園前の道路の高さを低くすること」に関しては、都市計画道路「武武岡線」は、平成 4 年に都市計画決定した路線であり、都市計画事業の手續に際しては、都市計画法に基づき、「住民の意見を反映させるための措置」として、地元説明会や、公告・縦覧の手續を経てきたところである。現在、施工している武武岡線の道路の構造については、地域特性・交通特性・ネットワーク特性を踏まえ、道路構造令に基づき、道路の線形や縦断勾配など各面から総合的に勘案し、決定したものである。本市としては、陳情内容を多角的な観点から検証したところであるが、団地内の既設道路から武武岡線へのアクセスを考慮しなければならないことや、水上坂横井線との建築限界 4.7mを確保しなければならないことなど、地形等による制約がある中で道路の高さを下げた場合、一部の区間において、現設計より「安全性・走行性」が低下することなどから、現計画が最善の計画であり、「道路計画高の見直し」は困難であると考えている。

「取付道路を歩行者・自転車道にすること」に関しては、都市計画道路「武武岡線」と団地内の既設道路との取付部分にあたる武岡北公園前交差点については、地域内の幹線道路である武岡団地中央線や補助幹線道路である武岡団地 93 号線、武岡団地 86 号線と都市計画道路武武岡線とを接続し、団地内の車両、歩行者等の利便性や通行の安全性を確保するため、計画しているところであり、地域全体の利便

性や面的なネットワーク等を考慮すると、車両通行が必要であると考えている。

このことについては、21年2月13日及び3月10日に陳情者の方々と意見交換会を行い、現計画に対し一定の理解は得られたものと考えている。なお、都市計画道路武武岡線の景観対策や隣接する武岡北公園の再整備については、周辺住民の方々や地元町内会等の意見を踏まえ、今後、関係課と連携を図りながら対応していきたい。また、交通安全対策についても、県公安委員会と引き続き協議を行い、歩行者等の安全確保に努めていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の説明や対応状況並びに現在の工事の進捗状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 51 号	受理年月日	平 21. 3. 19
件 名	鹿児島市中央卸売市場（青果・魚類市場）を住吉町周辺に統合することについて		
結 果	平成 21. 5. 14 第 2 回臨時会で不採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鹿児島市中央卸売市場（青果・魚類市場）を住吉町周辺に統合するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市中央卸売市場は、昭和10年11月に青果物・水産物の総合市場として住吉町で業務を開始し、その後、経済の発展による取扱量の増大や輸送車両の大型化により市場敷地が狭隘になったことから、魚類市場については42年4月に、青果市場については51年11月にそれぞれ現在地へ移転し、現在に至っている。これまで両市場は、本市はもとより、南九州の生鮮食料品流通の中核的拠点市場としてその役割を果たしてきたが、近年、生鮮食料品の流通の広域化や情報化の進展、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりなどにより、卸売市場に求められる機能や役割が大きく変化してきている。また、施設についても、魚類市場で42年、青果市場で32年を経過しており、特に魚類市場の老朽化が著しい状況である。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成19年度に、今後10年間における施設の整備をはじめ、あるべき方向性を明確にし、その方向性に基づきハード・ソフト両面からの検討を行い、健全な市場運営を目指すことを目的として「中央卸売市場整備計画素案検討委員会」を設置し、整備計画の素案を作成した。さらに、20年度は「中央卸売市場整備計画検討委員会」を設置して素案を基に検討を行い、同年度末に「中央卸売市場整備計画」を策定したところである。</p> <p>同計画による整備方針としては、青果・魚類の両市場について、それぞれ現在地において整備を行うこととされていることから、今後は、整備方針に基づき、市場関係業者等の意見をいただくとともに、関係部局とも連携を図りながら具体的な検討を進める中で、観光などの面も含め、魅力と活力にあふれた機能的な市場づくりを進めていきたいと考えている。</p> <p>なお、同委員会での検討過程においては、両市場を統合して住吉町15番街区へ移転することについても要望が出されたところであるが、現在の両市場の面積に比べて同街区の面積が狭隘であることや、交通面での課題があることなどから、同街区への移転は難しい状況にあるという結論に至ったものと理解している。また、同委員会を設置し、その中で整備計画の検討を行うことについては、市場運営協議会に説明して了承をいただくとともに、その協議状況についても適宜報告を行ってきたところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「総合市場とすることについて、これまで市場関係者からの要望があったにも関わらず、県との協議もなされず、市長部局での検討すらなされなかった対応については疑問が残ったままである。また、整備計画の策定に当たっては、条例に基づき市場運営協議会に諮問すべきであったが、そのような対応はなされていないところである。この</p>			

ような結論ありきの行政主導で行われた検討委員会は条例違反であり、本市の内部的な資料に過ぎないものとする。また、検討委員会で、鹿児島港ポータルネッサンス 21 事業推進協議会に本市は参加していないという虚偽の発言があったことも明らかになった。市場関係者の胸中やまちづくりの面から見ても不明朗な点が多く、本市の 50 年、100 年の計である事案に鑑み、議会としてさらに見守る必要があると考えることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「総合市場とすることについては、これまで要請してきた経過もある。今回、一定の方向性が出されたところであるが、陳情が出された背景や安心安全な市場、観光面やにぎわい創出についての認識も示されたことから、さらに充実した方向に向かっていくものか、今しばらく見守っていきたいので、本件については継続審査としたい。」という意見、「総合市場とすることによるメリットについては委員各位が同じ認識を持っていると思料するが、各面から総合的に判断する中で当局として今回の結論に至ったこと、また、そのことに関し、本会議で市長の見解が示されたことについても重く受け止めている。さらに、まちづくりや観光の面から市場が果たす役割についても、今後、しっかり検討していくということも示されたことから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「本件については、不採択としたい。」という意見が出され、賛成者先諮の原則により採択について諮った結果、不採択とすべきものと決定。